

福岡県医発第 1693 号 (地)
平成 27 年 9 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

福岡市子ども医療費助成制度等の改正について

福岡市の子ども医療費助成制度は、小学校 6 年生まで (12 歳の誕生日前日以降の最初の 3 月 31 日まで) の子どもを対象に、保険診療にかかる医療費の自己負担分相当額を助成しておりますが、今般、平成 28 年 1 月 1 日より、新たに中学校 1 年生から中学校 3 年生までの入院医療費を助成の対象に追加する旨、福岡市保健福祉局より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、福岡市保健福祉局総務部医療年金課医療助成係 (092-711-4235) までご照会ください。

記

1. 改正概要

- ・子ども医療費助成制度の対象者を、「中学校 3 年生まで」に拡大する。
 - ※小学校 1 年生～中学校 3 年生は入院医療費のみ助成
 - ※小学校 1 年生～中学校 3 年生でひとり親家庭等又は重度障がい者医療を受けることができる人はそちらを優先
- ・ひとり親家庭等医療証をお持ちの方は、中学校 3 年生までの入院医療費の自己負担なし。

2. 改正時期

平成 28 年 1 月 1 日

(公印省略)

保医年第212-16号

平成27年9月11日

公益社団法人 福岡県医師会

会 長 松田 峻一良 様

福 岡 市 長 高島 宗一郎

(保健福祉局総務部医療年金課)

子ども医療費助成制度等の改正について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本市医療費助成事業の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、保健の向上及び健やかな育成を目的として、小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以降の最初の3月31日まで)の子どもを対象に、保険診療にかかる医療費の自己負担分相当額を助成する子ども医療費助成制度を実施しております。

このたび、子ども医療費助成制度は、平成28年1月1日より、新たに中学校1年生から中学校3年生までの入院医療費を助成の対象に追加することとなりました。

つきましては、改正内容及び改正に伴う取扱いについて別添のとおりお知らせいたしますので、貴会々員へのご周知をお願いいたします。

今後とも本市医療費助成制度の実施にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 改正内容

裏面「子ども医療費助成制度が変わります」のとおり

2 改正時期

平成28年1月1日

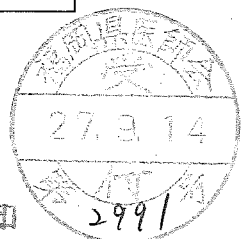
《問い合わせ先》

福岡市保健福祉局総務部医療年金課医療助成係

担当：瀬尾・山本

TEL：(092)-711-4235

FAX：(092)-733-5441



各医師会通知

子ども医療費助成制度が変わります

1 改正概要

平成28年1月診療分から、入院医療費の助成について、対象年齢を現行の「小学校6年生まで」から「中学校3年生まで」に拡大します。

それに伴い、ひとり親家庭等医療証をお持ちの方で、中学校3年生までの入院については自己負担がなくなります。

区 分		現 行 制 度 (平成27年12月31日まで)	改 正 後 (平成28年1月1日から)
子 ど も	対象者	0歳～小学校6年生 ※小学校1年生～小学校6年生は入院医療費のみ助成 ※生活保護法による保護を受けている人は対象外 ※小学校1年生～小学校6年生でひとり親家庭等又は重度障がい者医療を受けることができる人はそちらを優先	<u>0歳～中学校3年生</u> ※ <u>小学校1年生～中学校3年生は入院医療費のみ助成</u> ※生活保護法による保護を受けている人は対象外 ※ <u>小学校1年生～中学校3年生でひとり親家庭等又は重度障がい者医療を受けることができる人はそちらを優先</u>
	所得制限	なし	※変更なし
	自己負担	なし	※変更なし
ひ と り 親 家 庭 等	対象者	○母子家庭の母及び児童 ○父子家庭の父及び児童 ○父母のない児童 ※生活保護法による保護を受けている人は対象外 ※小学校就学前の子ども医療を受けることができる人はそちらを優先	※変更なし
	所得制限	児童扶養手当一部支給準拠	※変更なし
	自己負担	(1 医療機関につき) ○通院800円/月 ○入院500円/日 (月7日上限) ※小学校1年生～小学校6年生は入院医療費の自己負担なし	(1 医療機関につき) ○通院800円/月 ○入院500円/日 (月7日上限) ※ <u>小学校1年生～中学校3年生は入院医療費の自己負担なし</u>

※重度障がい者医療費助成制度は変更ありません。

2 子ども医療費助成制度 (平成28年1月1日以降)

(1) 対象者について

市内に居住し、健康保険に加入する0歳～中学校3年生までの子ども

※生活保護を受けている人は対象外

※小学校就学後で重度障がい者医療またはひとり親家庭等医療の対象となる場合は、小学校就学後は重度障がい者医療またはひとり親家庭等医療を適用

(2) 医療証について

0歳～小学校6年生	入院が中学校3年生まで有効の医療証を12月中旬以降に一斉送付(差し替え)
中学生	10月中旬以降に申請書を送付し、申請があった人の医療証を12月中旬以降に送付(新規受付)

※10月2日以降に新たに子ども医療の対象となる人には、10月2日以降に入院が中学校3年生まで有効の医療証を送付します。